【人事評価改善等助成金（制度整備助成）】
計画変更届　提出書類一覧表

変更内容により、提出期限が異なりますので注意してください。

※変更書を提出せずに、認定を受けた計画と異なる制度整備・実施を行った場合は、原則として支給対象となりませんので注意してくだ

事業所名

☆「人事評価制度等整備計画（変更）書」（様式第1号）のうち人事評価制度等の整備日を変更する場合

No.	必要提出書類	留意事項	チェック	提出枚数（部数）		
				事業主	HW	労働局
1	「人事評価制度等整備計画（変更）書」（様式第1号）	変更前または変更後の人事評価制度等の整備予定日のいずれか早い日までに提出のこと（整備予定日が変更後と変更前で同じ月の場合は変更書の届出は不要） 変更後の人事評価制度等の整備予定日は、人事評価制度等整備計画申請日の翌月の初日から起算して6ヶ月以内であること	□			
2	「整備する人事評価制度等の概要票」（様式第1号別紙）		□			
	受付年月日　　年　　月　　日	書類確認者　HW　　局				

☆「整備する人事評価制度等の概要票」（様式第1号別紙）のうち制度の対象者の範囲及び人数を変更する場合

No.	必要提出書類	留意事項	チェック	提出枚数（部数）		
				事業主	HW	労働局
1	「人事評価制度等整備計画（変更）書」（様式第1号）	制度の対象となる労働者の人数が当初の人事評価制度整備計画の10%を超えて増加または減少するような対象者の範囲や選定基準の変更は、人事評価制度等の整備予定日までに提出のこと	□			
2	「整備する人事評価制度等の概要票」（様式第1号別紙）		□			
	受付年月日　　年　　月　　日	書類確認者　HW　　局				

☆「事業所確認票」（様式第2号）を変更する場合

No.	必要提出書類	留意事項	チェック	提出枚数（部数）		
				事業主	HW	労働局
1	「人事評価制度等整備計画（変更）書」（様式第1号）	人事評価制度等を導入する対象事業者の変更（増加・減少）は、人事評価制度等の整備日までに提出のこと	□			
2	「整備する人事評価制度等の概要票」（様式第1号別紙）		□			
3	「事業所確認票」（様式第2号）		□			
	受付年月日　　年　　月　　日	書類確認者　HW　　局				

千葉労働局職業対策課分室　・　ハローワーク（公共職業安定所）　　（H30.03.01）